

兵庫県公報

令和5年2月21日 火曜日 第389号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12

告 示

兵庫県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

二ツ石・中田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	近 藤 武 彦	洲本市中川原町二ツ石600番地
同	高 野 敏 男	同 市中川原町二ツ石573番地
同	山 添 勉	同 市安乎町中田332番地
同	山 下 博 充	同 市安乎町中田37番地

兵庫県告示第195号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

二ツ石・中田土地改良区

氏名	住所
國田保彦	洲本市中川原町二ツ石291番地2
清水正昭	同 市中川原町二ツ石110番地
森勝美	同 市中川原町二ツ石284番地
石本重義	同 市中川原町二ツ石117番地
植田篤雄	同 市中川原町二ツ石223番地
久保明典	同 市中川原町二ツ石76番地4
清水吉照	同 市中川原町二ツ石192番地
國田和裕	同 市上加茂109番地 県住1-202
藪田昌男	同 市安乎町中田193番地3
浅田義雄	同 市安乎町中田105番地
藪内一行	同 市安乎町中田140番地
岡本進	同 市安乎町中田389番地
中野金二郎	同 市安乎町中田100番地

兵庫県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和5年2月8日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	片田地区	令和5年2月21日から 同年3月13日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第197号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

加入区		同意成立年月日
区域名	区分	
釜口区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	令和5年1月31日

兵庫県告示第198号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 関西熱化学株式会社加古川工場
 加古川市金沢町7番地
 常務取締役工場長 稲益裕修
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 関西熱化学株式会社加古川工場
 加古川市金沢町7番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	71号の2イ 洗浄施設 (No. 1)		71号の2イ 洗浄施設 (No. 2)		
能 力	2,320.44L (28基一式)		9,000m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1週間		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～19時 5時間		8時30分～19時 10時間30分		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5～9	5～9	5～9	5～9
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	20	50	20	50
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	20	50	5	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	5	15	10	20
	リン含有量 (単位 mg/L)	0.5	1	0.1	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.16/基	0.2/基	2	2	

備考 汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年2月21日から同年3月14日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



兵庫県告示第199号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 多木化学株式会社本社工場
 加古郡播磨町宮西346番地
 上席執行役員本社工場長 泉 一成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 多木化学株式会社本社工場
 加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	27号イ ろ過施設 (No. 1)		27号イ ろ過施設 (No. 2)		
	通常	最大	通常	最大	
力	30m ³ /日		同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4～5	4～5	3～4	3～4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1,000	1,500	100	100
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

備考 既設特定施設を廃止するとともに、他工程で変更を行うため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年2月21日から同年3月14日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

27号イ ろ過施設 (No. 3)		27号イ ろ過施設 (No. 4)	
3 m ³ /日		5 m ³ /日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		8時～17時 8時間	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
2～4	2～4	2～4	2～4
50	50	1,000	1,500
2,000	3,000	2,000	3,000
140	140	—	—
0.1	0.1	0.1	0.1

~~~~~

**兵庫県告示第200号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域  
令和2年8月11日兵庫県告示第833号により指定した区域（丹波市柏原町柏原字南賀5202番1、5203番、5205番、5206番、5207番、5208番1、5202番1地先、5203番地先、5205番地先、5206番地先、5207番地先及び5208番1地先の各一部）の一部
  - 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
  - 3 汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去
- ~~~~~

**兵庫県告示第201号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和5年1月16日から同年2月28日まで
  - 3 作業地域  
養父市八鹿町八木地内
- ~~~~~

**兵庫県告示第202号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級水準測量）
  - 2 作業期間  
令和5年1月10日から同年3月24日まで
  - 3 作業地域  
尼崎市扇町地内
- ~~~~~

**兵庫県告示第203号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（現地測量）
- 2 作業期間

令和5年1月30日から同年2月17日まで

3 作業地域

西宮市甲子園浜二丁目地内



**兵庫県告示第204号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（現地測量）

2 作業期間

令和4年12月20日から令和5年3月24日まで

3 作業地域

姫路市市川橋通二丁目地内



**兵庫県告示第205号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和5年1月16日から同年2月5日まで

3 作業地域

淡路市塩尾地内



**兵庫県告示第206号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和5年1月18日から同年4月30日まで

3 作業地域

尼崎市西昆陽三丁目地内



**兵庫県告示第207号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

2 作業期間

令和5年1月13日から同年3月31日まで

- 3 作業地域  
芦屋市全域



**兵庫県告示第208号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間  
令和5年1月5日から同年3月25日まで
- 3 作業地域  
西脇市の一部



**兵庫県告示第209号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宍粟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間  
令和4年12月24日から令和5年12月25日まで
- 3 作業地域  
宍粟市全域



**兵庫県告示第210号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和5年2月21日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                |    |                  |               |           |
|--------------|--------------------------------------|----|------------------|---------------|-----------|
|              | 区 間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考        |
| 国道<br>2号     | 加古川市加古川町平野391番から<br>同 市加古川町寺家町11番2まで | 旧  | 11.0から<br>26.0まで | 1,056.0       |           |
|              |                                      | 新  | 25.0から<br>43.0まで | 1,056.0       | 一部<br>予定地 |

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり



大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) マルアイ新広畑店  
所在地 姫路市広畑区才742番地 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 住所 代表者の氏名  
株式会社マルアイ 加古川市神野町神野225番地1 藤田佳男  
株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号 白石明生
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 住所 代表者の氏名  
株式会社マルアイ 加古川市神野町神野225番地1 藤田佳男  
株式会社レデイ薬局 愛媛県松山市南江戸四丁目3番37号 白石明生
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年10月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,987平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)  
84台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)  
57台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)  
56.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)  
10.48立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。)  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和5年2月9日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和5年2月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和5年6月21日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) イトウゴフク広畑店  
所在地 姫路市広畑区才754番地1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社マルアイ  
住所 加古川市神野町神野225番地1  
代表者の氏名 藤田佳男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 住所 代表者の氏名  
株式会社イトウゴフク 岡山市南区千鳥町5番1号 伊藤龍夫
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和5年10月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,296平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
51台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
37台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
24.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
10.12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出入口5箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和5年2月9日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間  
令和5年2月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和5年6月21日
- (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン姫路  
所在地 姫路市延末字狭間435番地3 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |                 |        |
|------------|-----------------|--------|
| 名称         | 住所              | 代表者の氏名 |
| イオンタウン株式会社 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 加藤久誠   |
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

|          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ヒマラヤ | 岐阜市江添一丁目1番1号       | 野水優治   |
| 株式会社しまむら | さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 野中正人   |

 外27者
  - (2) 変更後
 

|             |                      |        |
|-------------|----------------------|--------|
| 名称          | 住所                   | 代表者の氏名 |
| 株式会社ヒマラヤ    | 岐阜市江添一丁目1番1号         | 後藤達也   |
| 株式会社しまむら    | さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 | 鈴木誠    |
| 兵庫菅公学生服株式会社 | 姫路市玉手618番1           | 徳岡信哉   |

 外22者
- 4 変更年月日  
令和4年4月30日 ほか
- 5 届出年月日  
令和5年1月16日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和5年2月21日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和5年6月21日
  - (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市志染町青山七丁目1番2の一部、1番11の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市中央区磯辺通4丁目2番22号  
大和ハウス工業株式会社神戸支社 支配人 齋藤英男
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年10月19日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-14号（4三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年2月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加西市別所町字ソブソブ148番3、160番、161番、161番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加西市別所町149番地  
加西工業株式会社 代表取締役 有田周市
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年3月10日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-25号（3加西）